

三菱UFJ銀行
三菱UFJモルガン・スタンレー証券
モルガン・スタンレーMUFJ証券
に対する検査結果（事案の概要）

令和6年6月14日
証券取引等監視委員会

※本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされている。
※役職は行為当時のものを記載。
※証券取引等監視委員会は本件のほか複数の違反を認定。

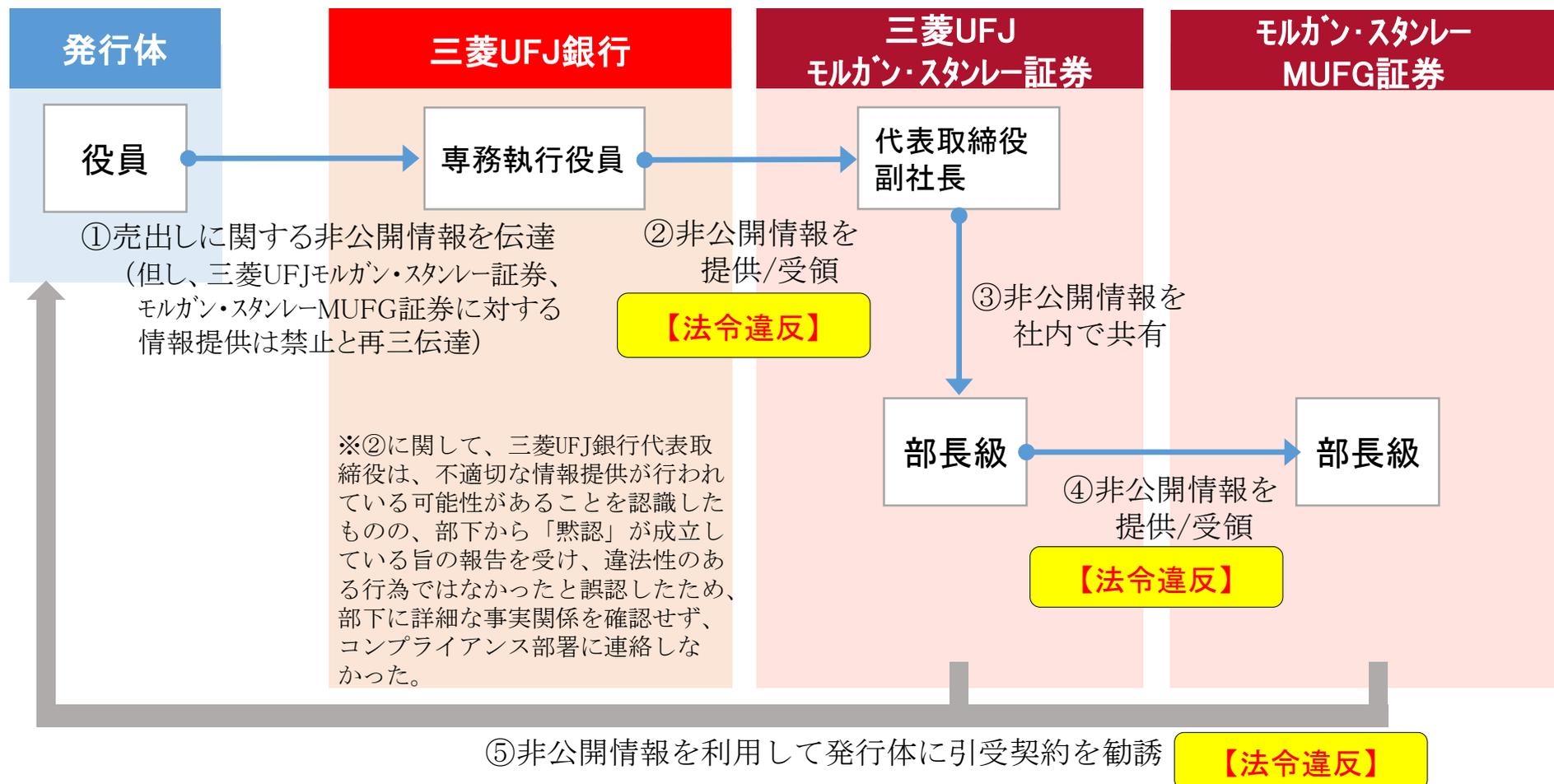
(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

～非公開情報の提供/受領の禁止（ファイアーウォール規制違反）～

【事案概要】

顧客が、三菱UFJ銀行に対して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券への情報提供を禁止していたにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に情報を提供し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は三菱UFJ銀行から受領した情報をモルガン・スタンレーMUFG証券に提供した。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券は受領した情報を利用して顧客に勧誘を行った。



(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

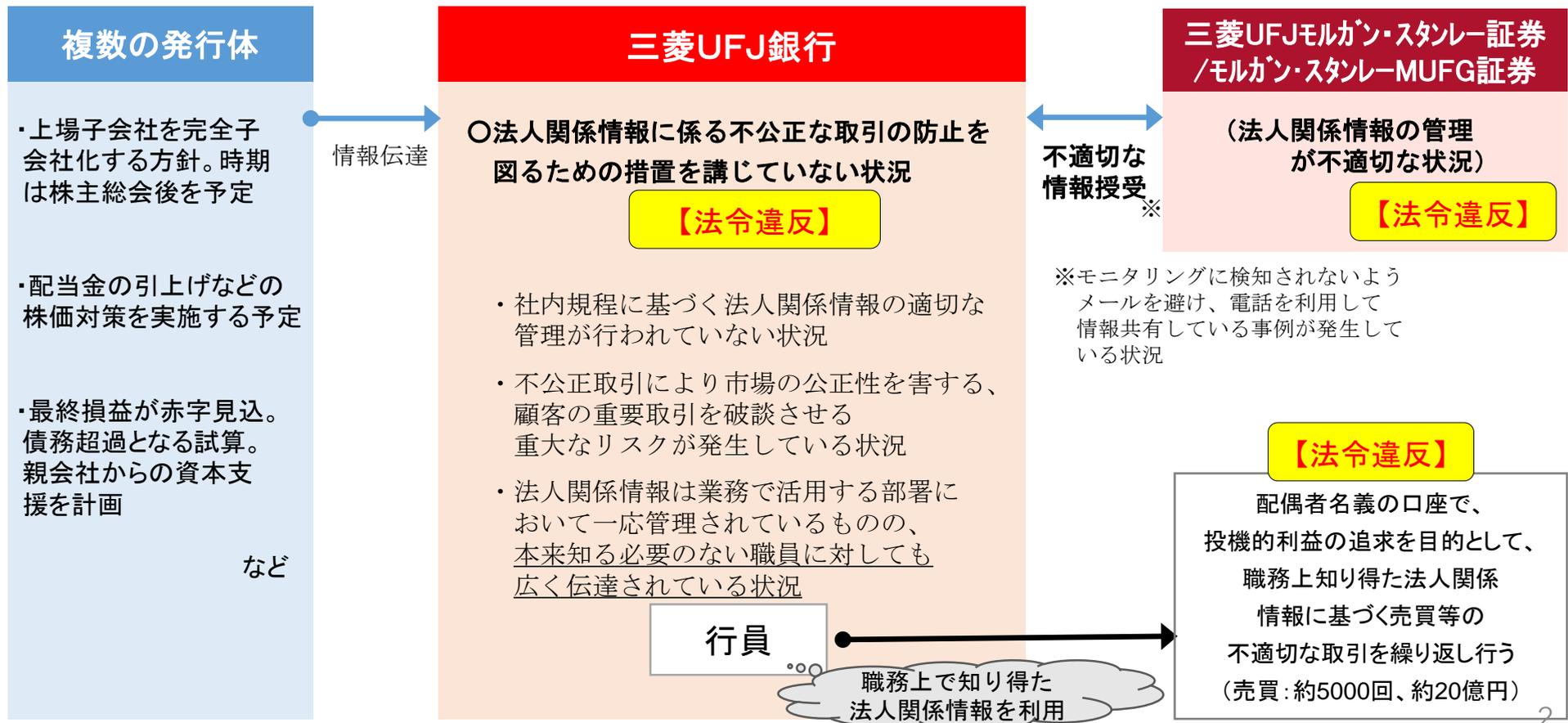
～法人関係情報の管理態勢不備（行員における投機的な利益追求取引を含む）～

【事案概要】

三菱UFJ銀行の行員は、顧客の意思に反し、不適切な法人関係情報の授受を繰り返し行っているなど、法人関係情報を適切に管理できていない状況。一部部署では、Need to Know原則に反し、本来知る必要のない職員に対しても法人関係情報が広く伝達されている状況。

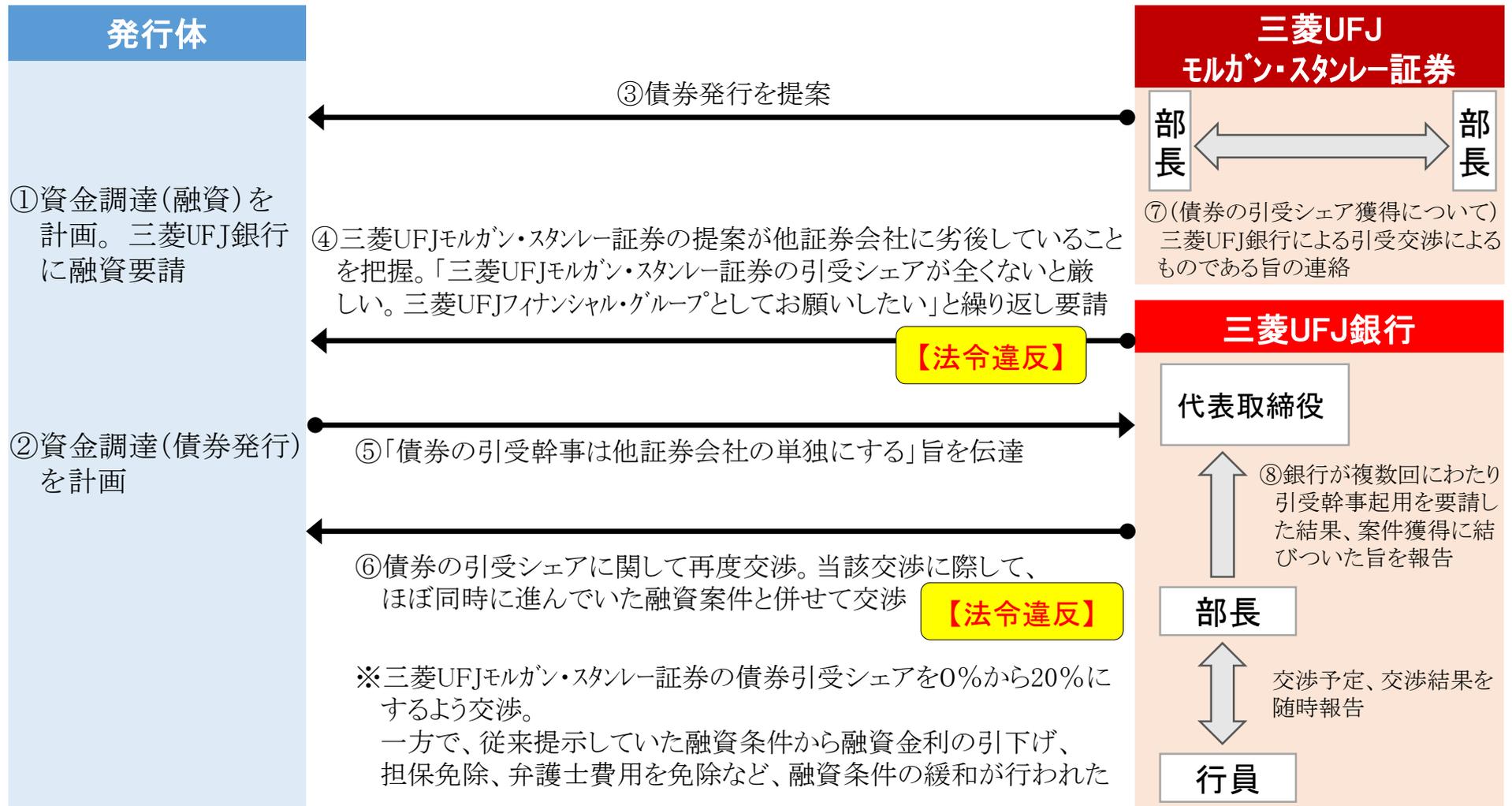
このような管理態勢不備に起因して、行員個人の不適切取引が発生している状況。

(注) Need to Know原則：顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則
〔金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-4などを参照〕



(2)登録金融機関による有価証券関連業の禁止①

【事案概要】登録金融機関(銀行)による有価証券関連業(引受業務)は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行った。



(2)登録金融機関による有価証券関連業の禁止②

【事案概要】登録金融機関(銀行)による有価証券関連業(引受業務)は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は、所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受シェアを引き上げて欲しい旨の抱き合わせ勧誘を行った。

